

お客様各位

株式会社イーネットワークシステムズ

**令和7年青森県東方沖を震源とする地震により被災された
お客様に対する電気料金等の特別措置について**

このたびの令和7年青森県東方沖を震源とする地震により被災されたお客様に、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの地震の影響で災害救助法が適用された地域にお住まいの被災されたお客様からお申し出を受けた場合に、下記の特別措置を適用いたします。

1. 対象地域

災害救助法 適用日	供給区域	災害救助法適用地域	
12月8日	東北電力	青森県	八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、上北郡七戸町、上北郡東北町、上北郡六ヶ所村、上北郡おいらせ町、下北郡大間町、下北郡東通村、三戸郡南部町、三戸郡階上町
		岩手県	宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畠村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町

(注) 上記以外の市町村が本災害における災害救助法の適用となった場合も、特別措置の対象といたします。

なお、災害救助法の適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されます。最新情報については、「内閣府発表_災害救助法の適用状況」をご参照ください。

「内閣府発表_災害救助法の適用状況」 https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2. 主な特別措置内容

- (1) 電気料金の支払期日の延長
- (2) 不使用月の電気料金の免除
- (3) 工事費負担金の免除
- (4) 臨時工事費の免除
- (5) 基本料金の免除
- (6) 諸工料の免除

以下の各社が経済産業大臣に申請し認可された内容と同様といたします。

電力会社のプレスリリースをご確認ください。

[東北電力株式会社 プレスリリース](#)

3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社コールセンターまでお問合せください。

なお、特別措置適用のお申し出を受けた場合、原則として、「り災証明書」のご提出が必要となります。

ENS コールセンター 0570-091-710 受付時間 10:00～18:00 (平日)